

## 成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン

### 1. はじめに

- 国及び地方公共団体の財政状況の厳しさが増し、人口減少に伴う人的なリソースの縮減も見込まれている。こうした中、現代の多様化する政策ニーズに対応し、複雑化する社会課題を解決するためには、行政のみによる取組ではなく、多様なステークホルダーが連携の下、民間事業者のノウハウ、AIなどの最新技術等を積極的に活用し、アウトカムに焦点を当てたアクションを起こすことが欠かせない。
- こうした効果的な官民連携を実現する方法として、成果連動型民間委託契約方式（以下「PFS」という。）を活用することが、これまでも増して期待されている。国の取組としては、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和7年6月13日閣議決定）等において位置付けられている。
- 令和5年度から令和7年度までの3年間においては、「成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン」（令和5年3月2日成果連動型民間委託契約方式の推進に関する関係府省庁連絡会議決定。以下「前アクションプラン」という。）に基づき、医療・健康、介護及び再犯防止の3分野を重点分野として、関係府省庁が連携して普及促進に努めてきた。国内のPFSによる事業（以下「PFS事業」という。）の実施状況を見ると、実績のある地方公共団体や民間事業者は一定数増えた一方、全国的に見れば未活用の団体が多数であり、長期的アウトカムを見据えた複数年にわたるPFS事業の事例も少数にとどまっており、PFSの普及は道半ばである。
- 本アクションプランは、これまでの取組を総括した上で、令和8年度以降の新たな取組事項を取りまとめたものである。今後、令和10年度までの間、本アクションプランに沿って、引き続き関係府省庁が連携し、PFSの普及促進を図っていくこととする。

## 2. P F Sの普及促進に当たっての考え方

### (1) P F S事業について

#### ア P F S事業の定義

本アクションプランにおけるP F S事業は、次のとおりである。

- 国又は地方公共団体（以下「地方公共団体等」という。）が、民間事業者に委託等して実施させる事業のうち、
- その事業により解決を目指す社会課題に対応した成果指標が設定され、
- 地方公共団体等が当該社会課題の解決のためにその事業を民間事業者に委託等した際に支払う額等が、当該成果指標の改善状況に連動するもの。

また、P F Sの一類型として、ソーシャル・インパクト・ボンド（以下「S I B」という。）がある。本アクションプランにおいて、S I Bとは、P F S事業を受託した民間事業者が、当該P F S事業に係る資金調達を金融機関・投資家等の資金提供者から行い、その返済等を、成果に連動した地方公共団体等からの支払額等に応じて行うものを指す。

#### イ P F Sの活用

##### (ア) P F Sの特徴

- 事業活動や、その直接的な結果であるアウトプットではなく、事業の結果からもたらされた変化、便益、学びその他の効果であるアウトカムを評価し、その評価に基づくインセンティブ（成果連動支払い等）が設定される。
- 地方公共団体等から民間事業者に対する支払額等が事業の成果指標の改善状況に連動する。成果達成時には民間事業者に対する支払いが増額される一方で、成果未達時には支払いが減額される。
- 標準的な委託契約と比較し、民間事業者が納得するインセンティブがあることで、初めてP F S事業として成立する。

##### (イ) 活用により期待される効果

- 地方公共団体等及び民間事業者を含め、全てのステークホルダーが、事業活動そのものよりも、それによってもたらされる社会課題の解決への貢献というアウトカムを中心に考えるようになり、連携が強化される。
- 事業と成果との結び付きに関する仮説設定や分析・評価、適切な成果指標の設定といった手続において、地方公共団体等による事業実施に係る説明責任（アカウントビリティ）が果たされるとともに、E B P Mの推進が図られる。
- とりわけ、民間事業者は、支払額等が変動するという不確実性が高い条件下にあって、より確実に成果を達成するために、最新技術やノウハウ、既存の利用可能なエビデンスを活用することが促進される。

- 民間事業者認められる裁量が大きいため、案件組成の段階における複数の民間事業者との対話や、公募の過程で、提案される事業の内容による競争が促され、イノベーションが加速する。
- 民間事業者が社会課題の解決を目指す公共サービスへ参入する中で、民間事業者のノウハウの蓄積が進み、民間事業者の育成や新たなサービスの開発が促進される。また、コーポレートシチズンシップの達成が促されるとともに、事業に従事する者の意欲が喚起される。
- 社会課題やその解決策に関する情報交換が活発化し、共通の価値を基盤とする問題解決志向の官民連携のネットワークが形成されることで、個々の事業レベルを超えて、多様なニーズや複雑化する社会課題に対応するレジリエンスを備えたエコシステムが発達する。
- 上述のようなメリットが相互に生じることにより、社会課題の効果的・効率的な解決が達成されると同時に、政策効果の高い歳出への転換が進み、ワイズスペンディングが図られる。

#### (ウ) 活用が期待される場面

- 民間事業者に新しい技術やノウハウの蓄積等があり、行政が直接実施する場合よりも事業の効果的・効率的な実施が期待できる場合
- 成果連動支払いや裁量の大きさが民間の意欲を向上させる場合（例えば、不確実な成果連動支払いというリスクに応じた支払いが最大の成果達成時に用意される場合、前例のない事業内容の提案が可能な場合等）
- 事業実施中の状況等の変化に応じて、実施体制やその手法について、行政では難しい柔軟な変更が必要・有効である場合
- 適切な成果指標が設定できる場合（課題解決との関連性、測定可能性、民間事業者を含む関係者の合意可能性）
- 当該事業が解決しようとする社会課題や事業の効果について、関連するエビデンスがある程度存在する又は事業活動の中でエビデンスを創出できる場合
- 複雑化していて解決方法が不明確な社会課題に対して、新しいアプローチで解決方法を探りたい場合

#### (エ) P F S 事業の実施後の展開

P F S 事業実施後の次期事業における継続方法については、社会的便益の創出や社会課題の解決に係る成果水準、民間事業者のノウハウや最新技術等の活用余地等を踏まえて検討する必要がある。

##### ① P F S 事業による事業継続

以下のような場合、P F S 事業による事業継続が有効と考えられる。

- 当該事業に関連するノウハウを有する民間事業者が存在し、更に効果的な方法で事業が実施できると見込まれる場合
- 事業の評価に基づき、ロジックモデルや成果指標の見直しが必要な場合
- 外部環境が変化し、当該P F S事業によって提供されたサービス内容等を一般化して仕様を設定することが適当でない場合

## ② P F S事業によらない事業実施

以下のような場合、P F S事業以外の方式（通常の委託契約等）による事業実施が有効と考えられる。

- 当該P F S事業で得られたノウハウや把握した成果水準を活用することで、同事業において提供されたサービスを一般化して仕様を設定することが適当である場合

## ③ 政策立案や予算措置への反映

当該P F S事業を実施した地方公共団体等において、他の分野でP F Sを活用することや、引き続き高い事業効果が期待できる領域について、戦略的に予算を確保すること等が考えられる。

## (2) P F Sの普及促進に当たっての方針

### ア 現状認識

内閣府が実施した調査によると、我が国では、令和6年度末時点で、154団体（府省庁含む。）において323件のP F S事業が実施されていた。このうち、前アクションプランにおける重点3分野（医療・健康、介護及び再犯防止）については、累計で131団体において246件のP F S事業が実施されていた。前アクションプランにおけるK P I及び目標値として、令和7年度末までにP F S事業案件数90件としていたところ、令和6年度末時点で93件のP F S事業が実施され、重点3分野P F S事業の新規実施団体数60団体としていたところ、令和6年度末時点においては28団体と、約47%の達成率であった。また、先導的P F S事業の実施については、令和5年度に、環境分野において住民の省エネ行動の推進を図るモデル性の高い指標を設定したP F S事業が実施された。このように、P F S事業の実施件数や団体は増加しているものの、P F Sの導入検討に至っていない地方公共団体等も多い。

また、実施されている事業の内容を見ると、その半数以上が単年度契約の事業である。複数年度の事業であること自体が優れているわけではないが、総じて、社会課題の解決に資する成果の発現には、中長期の時間を要することが多い。そのため、単年度事業が多い現状からは、社会課題の解決までの道筋の仮説設定や分析・評価が尽くされた、いわば本質的なP F S事業が十分に普及していないことが懸念される。

## イ 普及促進の進め方

上記の現状認識を踏まえ、以下の考え方によりP F Sの普及促進を進めることとする。

- 前アクションプランに引き続き、重点3分野（医療・健康、介護及び再犯防止）を中心にP F Sの活用事例の蓄積を進めつつ、地方公共団体等のニーズ等を踏まえながら、まちづくり、社会参加・社会的支援活動の促進、就労支援、環境等の多様な領域への展開を進め、地方公共団体等が社会課題を解決する一つの標準的な選択肢として、P F Sを普及させる。
- さらに、官民連携を通じた社会課題の解決の促進というP F S導入の本来の目的に照らし、その達成に特に関連性が高いと考えられる本質的なP F S事業を目指し、その先導的な事例については、国が優先的に財政支援や技術支援を行うとともに、地方公共団体等と連携して積極的に広報する。
- 過去に複数の地方公共団体等でP F S事業が実施され、成果指標や評価手法等について一定の知見・エビデンスが蓄積されている領域については、より効果的な民間事業者のノウハウ等の取り入れ、エビデンスの蓄積、社会的なインパクトの創出を図る事業を先導的な事業（Type-A）とし、次の要件を満たすこととする。
  1. アウトカム指標に連動した成果支払
  2. 複数年度事業
  3. オープンサウンディング／公募
  4. 専門機関の助言・監修
  5. 厳密な評価デザイン
  6. 便益等の推定
  7. 5,000万円以上の事業規模
- 現時点でP F S事業の実績や知見が十分に蓄積されていないものの、社会課題の解決にP F Sの活用が有効と考えられる領域については、モデル性の高い好事例である事業を先導的な事業（Type-B）とし、次の要件を満たすこととする。
  1. アウトカム指標に連動した成果支払
  2. 複数年度事業
  3. オープンサウンディング／公募
  4. 専門機関の助言・監修
  5. モデル性の高い成果指標の設定

### 3. 令和10年度までのアクションプラン

#### (1) 分野横断的に取り組む事項

##### ア 共通のガイドラインの改訂

- 本アクションプランの内容、これまでに蓄積されたP F S事業のレビュー、地方公共団体、民間事業者、外部有識者、海外の最新知見等を踏まえ、P F S事業の実施や評価において必要となるデータの活用に関し、実務におけるポイントや留意点を取りまとめる。(内閣府及び関係省庁)
- 特に、成果指標や達成水準、成果連動費の支払条件の決定プロセス等について、共通のガイドラインへより具体的に盛り込む。(内閣府)

##### イ P F Sの横展開に向けた理解促進等

P F S活用促進に向けて、地方公共団体、民間事業者、金融機関、大学・研究機関、中間支援組織等の連携及び情報共有を促進するネットワークの構築に取り組む。(内閣府及び関係省庁)

##### ウ P F Sを活用する地方公共団体等に向けた支援

###### (ア) 普及啓発

- P F S事業に活用可能な支援制度等の情報を集約し、地方公共団体や民間事業者等に提供する。(内閣府及び関係省庁)
- P F Sのポータルサイトを通じて、国内外の先進的な事例、例えば他の官民連携手法とP F Sの併用を行った事例、複数の政策領域にわたる社会課題に対応する分野横断型P F Sの事例、複数の地方公共団体が協力連携を行った広域連携型P F Sの事例、中央省庁や広域行政が主体となって実施したP F Sの事例、民間の最新技術が用いられた好事例等の情報を提供する。(内閣府)
- 地方公共団体や民間事業者等を対象としたセミナー等を開催するほか、関係省庁が開催する各種会議等を活用して、P F Sについての理解促進を進め、その活用を働きかける。(内閣府及び関係省庁)
- 首長のリーダーシップの下でP F Sの導入を本格的・組織横断的に検討する地方公共団体に対して、複数回のセミナーや相談の実施など、継続的な支援を行う。(関係府省庁)

###### (イ) 事業検討段階

- P F Sの導入を検討する地方公共団体に対する説明会・勉強会を引き続き実施するとともに、専門家派遣制度を推進する。(内閣府)
- これまでのP F S事業で活用し、創出した成果指標や支払条件などを体系的に整理・共有し、地方公共団体や民間事業者等の参考に供する。(内閣府及び関係省庁)

#### (ウ) 事業組成段階

- 地方公共団体におけるP F S活用の実現に向けて、初期の導入可能性の検討に係る現状・課題の分析から、具体的な案件形成の過程を支援する。今後、事例の蓄積や最新技術の活用によるイノベーションの促進等が期待される領域については、支援の重点化等の運用上の配慮を含め検討する。また、その際の検討事項や過程等を取りまとめ、その結果をP F Sの普及促進に活用できるように発信する。(内閣府)
- P F S案件形成を行う地方公共団体等からの個別の要望に応じ、国等が実施する調査・研究結果や好事例を検索し、共有する「エビデンス照会制度」の活用を促す。(内閣府及び関係省庁)

#### (エ) 事業実施段階

- 国の支援制度を活用してP F S事業を実施する地方公共団体等に対し、成果指標の設定や事業効果の検証等に対する支援(成果評価支援)を通じて、P F S事業の成果評価等の事例の蓄積、ノウハウ等の抽出・整理を行う。(内閣府)

#### エ P F S普及促進のための戦略的な予算確保

- 先導的な事業を中心にP F S推進交付金による財政支援を実施する。(内閣府)
- 関係府省庁が所管する地方公共団体等向けの補助金、交付金のうち、制度の性質上活用可能なものについては、P F S事業を優先的な対象とすることや、P F S推進交付金との併用の可否について検討する。(関係府省庁)

#### オ P F S事業の実施を通じて得られた知見の活用

- 先導的なP F S事業を始めとして、行財政効果を含む高い事業効果が期待できる場合は、関係府省庁における将来の政策立案や予算の検討に資するものとして、積極的に情報を共有する。(内閣府)
- P F S事業で得られた、民間事業者の事業活動と成果指標値の改善の間に係るエビデンスは、当該事業を実施した地方公共団体の今後の政策判断の根拠となるとともに、同種のP F S事業を検討・実施しようとする他の地方公共団体における成果指標や支払条件の設定等に活用され、EBPMの推進につながることから、これらのエビデンスを適切に収集・整理して公表する。(内閣府)

### (2) 医療・健康及び介護分野の取組事項

#### ア 分野別手引きの充実

- 共通的ガイドラインを踏まえた上で、現行の医療・健康及び介護分野の手引きについて充実させる。特に、新たに実施された事例からの知見も活用して標準的モデルを構築し、ロジックモデルや成果指標、支払条件、活用したエビデンスを示すほか、事業

に携わった民間事業者や専門家の情報も取りまとめる。(厚生労働省及び経済産業省)

イ 支払額や評価の根拠となるエビデンス環境の整備

- 予防・健康づくりの健康増進効果等のエビデンスを確認・蓄積するための事業を実施・支援し、その概要を、地方公共団体等が利用しやすい形で公開する。(厚生労働省及び経済産業省)

ウ 事例構築を進めるための支援事業の実施

- 多様なP F Sの活用例を蓄積し、その横展開を進めるため、これまでP F Sの活用による課題解決の実績がないものを中心に、地方公共団体を対象とする案件形成支援事業を始めとした支援を実施する。(厚生労働省及び経済産業省)
- 関係省庁の支援を受けたP F S事業については、事業の成果の検証を行い、それにより、医療・健康及び介護分野におけるP F Sの普及促進に当たって改善が必要な制度や課題等が把握できた場合は、その対策を具体的に検討する。(厚生労働省)

エ P F Sの普及啓発

- セミナー等の実施、各種会議の場における情報提供等により、地方公共団体と民間事業者等に対してP F Sの活用を働き掛ける。(厚生労働省及び経済産業省)

オ 交付金や補助金

- 国民健康保険の保険者努力支援交付金(予防・健康づくり支援)において、特定健診等の分野を含め保険者から民間事業者に委託してP F S事業を実施する場合についても交付対象とする。(厚生労働省)
- 各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組及び都道府県が行う市町村に対する取組の支援に対し、それぞれ評価指標の達成状況(評価指標の総合得点)に応じて交付金を交付する。(厚生労働省)
- 健康保険組合において、データヘルスの取組を一層効果的・効率的に実施し、保険者機能を強化するため、P F S事業のモデル構築のための費用を補助する。(厚生労働省)
- 地域支援事業交付金を活用したP F S事業の事例について、引き続き機会を捉えて周知する。(厚生労働省)

(3) 再犯防止分野の取組事項

ア 分野別手引きの充実

- 再犯防止分野の手引きについて、国内のモデル事業(S I Bによる非行少年への学習支援事業)の事業総括等を踏まえて充実させる。(法務省)

- イ 支払額や評価の根拠となるエビデンス環境の整備
  - 成果指標の改善状況に連動した支払額等の検討など、P F S 事業の実施に向けた参考に資するよう、成果指標が改善した場合に期待される政策効果（インパクト）に関する情報を集約して、政府内及び地方公共団体に提供する。（法務省）
  
- ウ モデル事業の成果等の共有及びP F Sの普及啓発
  - 令和3年度から令和5年度まで実施したモデル事業の事業総括及び再犯防止分野におけるP F S事業実施のための手引きについて、地方公共団体に対して、各種会議等において共有するとともに、P F S事業の導入に向けた検討を促す。（法務省）

#### （4）多様な主体・分野への展開

- 毎年度、新たなP F S事業の事例構築を行うためのアジェンダとなる社会課題を設定し、当該課題に関する社会的便益について調査を行う。（内閣府及び関係省庁）
- 同時に、モデル的に事業の実施を検討する地方公共団体を募集し、案件形成の支援を実施するとともに、その検討過程で得られた知見を蓄積して公表する。（内閣府）
- まちづくり分野（都市施設の整備・管理等）においては、共通のガイドラインを踏まえた手引きの充実や先導的な事例の紹介等により、地方公共団体での導入を促す。（内閣府及び国土交通省）
- 大学等の研究機関からの提案を契機とする案件組成を支援する。（内閣府）
- 具体的な成果指標を示すことができるP F Sの特長を生かし、個人や企業・団体からの寄附金や、クラウドファンディングの活用など、多様な主体が資金提供者として関わる地方公共団体等の事業について、S I Bの積極的な活用を促す。（関係府省庁）
- 事業の効率化や成果達成に向けた革新的な取組を促すため、最新技術を活用する民間事業者の参入を促進する。（関係府省庁）
- 従来官民委託によるP F S事業に加え、成果連動の考え方や仕組みを用いた社会課題の解決につながる民間の取組の可能性を検討する。（内閣府及び関係省庁）

#### 4. 取組を効果的に進めていくための指標及び目標値

##### （1）P F S事業の実施件数

新たに開始されたP F S事業の件数：150件

##### （2）P F S事業を実施した団体数

新たにP F S事業を実施した団体数：75団体

##### （3）先導的P F S事業の実施件数

新たに開始された先導的P F S事業の件数：3件

5. アクションプランの進捗管理及び総括

- 毎年度、民間有識者を交えたフォローアップを踏まえ、関係府省庁連絡会議を実施し、取組の進捗管理等を実施する。
- P F S と親和性が高く、P F S の優先検討が望ましい事業領域、政策、制度の特定を行うとともに、令和 10 年度末までに本アクションプランを総括し、その後の政策に活用する。

以 上